

【案 件 の 概 要】

狩猟鳥獣の指定の変更及び対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止の解除について（案）

1. 狩猟鳥獣の指定の変更について

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第3条関係）

令和2年3月27日に公表された環境省レッドリスト2020において、絶滅危惧IB類として評価されたシベリアイタチ（現和名チョウセンイタチ、長崎県対馬市の個体群）について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第2条第4項に基づく希少鳥獣に指定する予定。

このことから法第2条第7項で定義する「狩猟鳥獣」の対象に合致しなくなったと考えられることから、法施行規則第3条で定める狩猟鳥獣の指定内容を変更する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

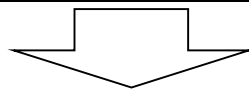
第2条（定義等）

1～6 略

7 この法律において「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

【現行】

科名	種名（括弧内学名）
イタチ科	チョウセンイタチ (<i>Mustela sibirica</i>)



【改正案】

科名	種名（括弧内学名）
イタチ科	<u>シベリアイタチ (<i>Mustela sibirica</i>)</u> <u>(長崎県対馬市の個体群以外の個体群)</u>

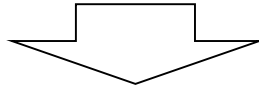
2. 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止の解除について

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 10 条第 1 項関係)

シベリアイタチ（長崎県対馬市の個体群）について、狩猟鳥獣の指定の解除に伴い、対象狩猟鳥獣の保護の見地から措置されている捕獲等の禁止を解除する。

【現行】

対象狩猟鳥獣	捕獲等を禁止する区域	捕獲等を禁止する期間
チョウセンイタチ (<i>Mustela sibirica</i>)	長崎県対馬市	平成 29 年 9 月 15 日～ 令和 4 年 9 月 14 日まで



【改正案】

※捕獲等の禁止の解除

3. 今後のスケジュール（予定）

令和 3 年 3 月 5 日	中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会への諮問
令和 3 年 4 月 15 日	本件に係る改正省令の公布
令和 3 年 7 月 15 日	本件に係る改正省令の施行